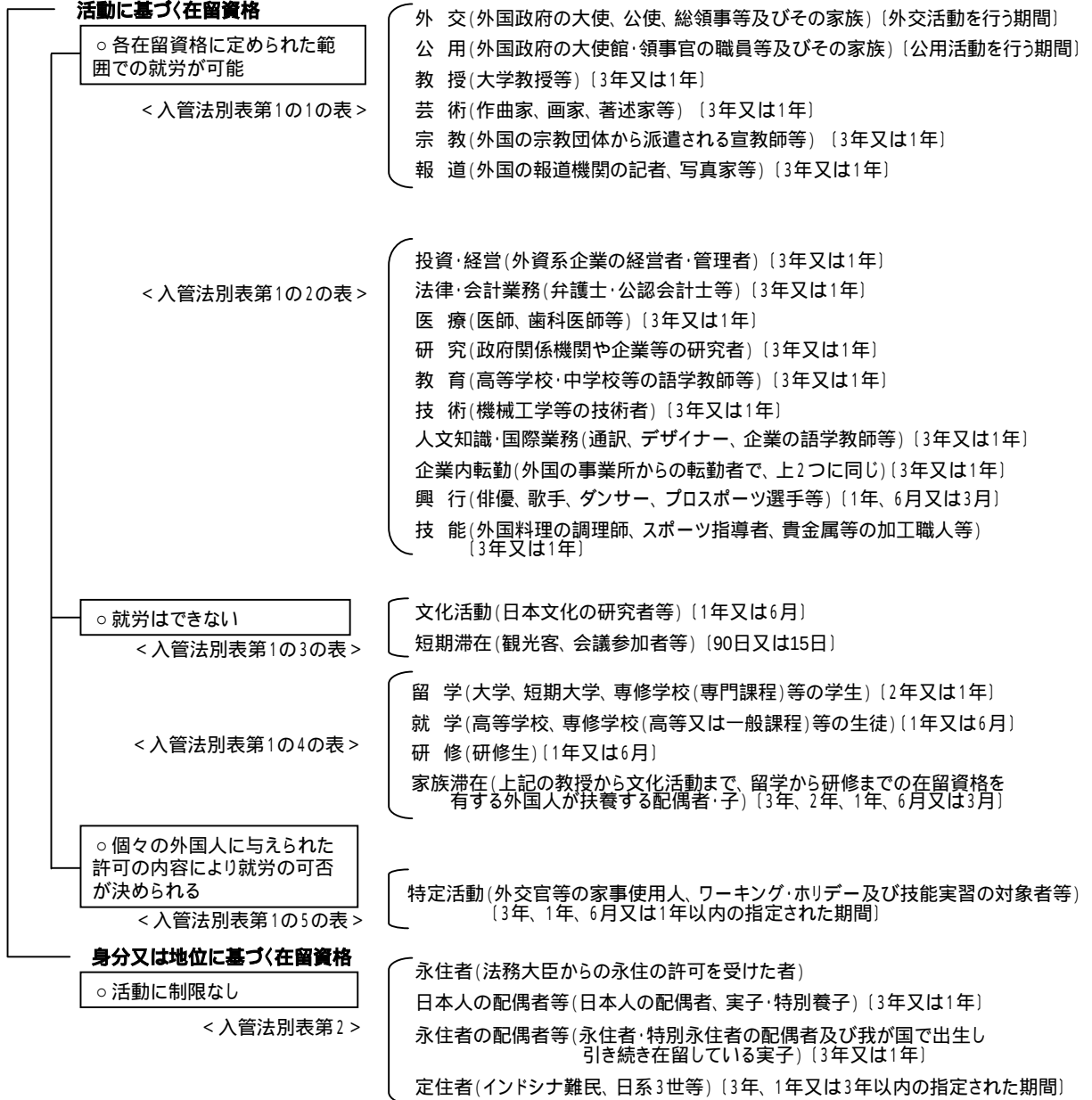


【資料第5 - 1】在留資格一覧



専門的・技術的分野の人材とは以下の在留資格で日本に在留する外国人をさす。
 (教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能)

留学生とは、「留学」あるいは「就学」の在留資格で日本に在留する外国人をさす。

研修・技能実習生とは、「研修」あるいは「特定活動」の在留資格で日本に在留する外国人をさす。

日系人とは、海外に住む日本人の子孫で、「定住者」、「日本人の配偶者等」などの在留資格で日本に在留する外国人をさす。

(注1) 永住者の中には、朝鮮半島や台湾等の出身者で「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により特別永住者として我が国に永住を許可されている者も含む。

(注2) 「留学」、「就学」のように就労できない在留資格があっても、資格外活動の許可を受ければ、許可の範囲内での就労が可能である。

(注3) 在留資格の後ろの()内は例示。[]内は在留期間。

出典) 入管法等